

# 特定産業分野と従事する業務

	特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
1	介護	厚労省	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴，食事，排せつの介助等）のほか，これに付随する支援業務（レクリエーションの実施，機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
2	ビルクリーニング		・建築物内部の清掃 〔1 試験区分〕
3	素形材産業	経産省	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 〔13 試験区分〕
4	産業機械製造業		・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・溶接 ・工業包装 〔18 試験区分〕
5	電気・電子情報関連産業		・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔13 試験区分〕
6	建設	国交省	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ／表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土木工 〔18 試験区分〕
7	造船・船用工業		・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6 試験区分〕
8	自動車整備		・自動車の日常点検整備，定期点検整備，分解整備 〔1 試験区分〕
9	航空		・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務，手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体，装備品等の整備業務等） 〔2 試験区分〕
10	宿泊		・フロント，企画・広報，接客，レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1 試験区分〕
11	農業	農水省	・耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等） 〔2 試験区分〕
12	漁業		・漁業（漁具の製作・補修，水産動植物の探索，漁具・漁労機械の操作，水産動植物の採捕，漁獲物の処理・保蔵，安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理，養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理，安全衛生の確保等） 〔2 試験区分〕
13	飲食料品製造業		・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工，安全衛生） 〔1 試験区分〕
14	外食業		・外食業全般（飲食物調理，接客，店舗管理） 〔1 試験区分〕

## よくあるご質問

Q 母国における外国人の学歴は必要ですか。

A 学歴については，特に求めていません。なお，特定技能外国人は，18歳以上である必要があります。

Q 特定技能2号は，どの分野で認められますか。

A 「建設分野」，「造船・船用工業分野」で認められます。

Q 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合，技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。

A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので，そちらをご確認ください。